

福山市繊維関連事業者応援金

申請ガイド

【申請受付期間】

2021年（令和3年）6月28日（月）から
2021年（令和3年）8月31日（火）まで

福山市経済環境局経済部産業振興課

【お問合せ・申請書送付先】

福山市繊維関連事業者応援金事務局

住 所：〒720-0067

広島県福山市西町二丁目10番1号

福山商工会議所7階

電 話：084-959-3430

【 目 次 】

1	支給対象者	1
2	応援金の支給額	2
3	申請期間及び申請方法等	2
4	繊維関連事業を証明する書類	4
5	売上を確認できる書類	5
6	支給申請及び支給決定の流れ	6
7	応援金の支給	6
8	その他	6

1 支給対象者

支給対象者は、中小企業基本法に規定する中小企業者又は個人事業主とします。（ただし「みなし大企業」は除きます。）

また、次の（１）～（１０）に掲げるすべての条件を満たす必要があります。

- （１） ２０２１年（令和３年）６月２８日において福山市内に本社があり、下記【分類表】に掲げる事業を営んでいること。
- （２） ２０２０年（令和２年）１２月から２０２１年（令和３年）２月までのいずれかの月における売上が対前年同月比３０％以上減少していること。
- （３） 広島県の新型コロナ感染拡大防止集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受けていること。
- （４） 広島県の「令和２年度新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」、「頑張る飲食事業者応援事業」、「頑張る飲食店納入事業者応援事業」のいずれかの応援金等の対象事業者でないこと。
- （５） 「福山市観光関連事業者等応援金」の支給を受けていないこと。
- （６） 「福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（職場編）」eラーニングの修了証の交付を受けていること。
- （７） 申請以後においても事業を継続する意思があること。
- （８） 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が福山市暴力団排除条例（平成２４年条例第１０号）第２条第１号に規定する暴力団若しくは同条第２号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- （９） 市税を滞納していない者。
- （１０） 広島県の「頑張る中小事業者応援事業」に基づき、他市町が実施する給付金の支給を受けていないこと。

【分類表】 日本標準産業分類における次の分類に該当する事業を行う者（繊維関連事業）

大分類	中分類	小分類	
E 製造業	11 繊維工業	110	管理、補助的経済活動を行う事業所
		111	製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業
		112	織物業
		113	ニット生地製造業
		114	染色整理業
		115	綱・網・レース・繊維粗製品製造業
		116	外衣・シャツ製造業（和式を除く）
		117	下着類製造業
		118	和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業
		119	その他の繊維製品製造業
I 卸売業、 小売業	51 繊維 衣服等 卸売業	510	管理、補助的経済活動を行う事業所
		511	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
		512	衣服卸売業
		513	身の回り品卸売業
	57 織物 衣服 身の回り品 小売業	570	管理、補助的経済活動を行う事業所
		571	呉服・服地・寝具小売業
		572	男子服小売業
		573	婦人・子供服小売業
		574	靴・履物小売業
		579	その他の織物・衣服・身の回り品小売業

2 応援金の支給額

応援金の支給額は、1事業者当たり 30万円とします。

3 申請期間及び申請方法等

(1) 申請期間

2021年(令和3年)6月28日(月)から
同年8月31日(火)まで(当日消印有効)

(2) 申請方法

- ・申請書類は、「(5)申請に必要な書類」のア～キの順に並べて提出してください。
- ・申請書類の提出は、原則として、郵送により提出してください。
- ・FAX、電子メール等による提出は受け付けません。

※事務局窓口に来られる場合は、事前に予約をお願いします。

(3) 申請時の留意事項

- ・必要書類が一式揃ったものを正式な申請として受け付けます。
必要書類を全て確認できなければ、支給決定のための審査ができませんので、不備がないよう提出してください。
- ・申請期間最終日の時点で不備のある申請書類は受け付けません。
- ・必要に応じて、追加資料の提出及び説明等を求めることがありますので、申請書類は申請最終日から余裕をもって送付してください。
- ・書類作成にかかる経費は、申請事業者の負担となります。提出された書類は返却しませんので、必要に応じて控えをとるようにしてください。

(4) 申請書類の郵送先

〒720-0067
福山市西町二丁目10番1号
福山市繊維関連事業者応援金事務局
【申請書在中】

ラベルとして利用する場合は、
コピーして使用してください。

(5) 申請に必要な書類

提出必須の書類		入手先	✓	
ア	福山市繊維関連事業者応援金支給申請書兼請求書 (様式第1号) 【原本】	<input type="checkbox"/> 「福山市繊維関連事業者応援金支給申請書兼請求書」 <input type="checkbox"/> 押印	福山市産業振興課HP	
イ	繊維関連事業を証明する書類 【原本又は写し】	P4「4 繊維関連事業を証明する書類」の内容を確認ください <input type="checkbox"/> 【法人の場合】(※①～③すべて) ①履歴事項全部証明書(※発行後3か月以内) ②令和2年分確定申告書類別表一の写し ③受信通知(※e-Taxの場合のみ) <input type="checkbox"/> 【個人事業主の場合】(※①～③すべて) ①運転免許証又は住民票 ②令和2年分の確定申告書B第一表の写し ③受信通知(※e-Taxの場合のみ)	各自取得	
ウ	売上を確認できる書類 【写し】	P5「5 売上を確認できる書類」の内容を確認ください <input type="checkbox"/> 【法人の場合】(※①～②すべて) ①売上台帳 【2020年(令和2年)12月～2021年(令和3年)2月のうち比較する月の売上が分かるもの】 ②法人事業概況説明書 【2019年(令和元年)12月～2020年(令和2年)2月のうち基準とする月の売上の記載があるもの】 <input type="checkbox"/> 【個人事業主の場合】(※①～③すべて) ①売上台帳 【2020年(令和2年)12月～2021年(令和3年)2月のうち比較する月の売上が分かるもの】 ②所得税青色申告決算書 ※青色申告者のみ 【2019年(令和元年)12月～2020年(令和2年)2月のうち基準とする月の売上の記載があるもの】 ③売上台帳 ※青色申告者以外 【2019年(令和元年)12月～2020年(令和2年)2月のうち基準とする月の売上が分かるもの】	各自取得	
エ	「福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(職場編)」eラーニングを修了していることが確認できる書類 【写し】	<input type="checkbox"/> 「福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(職場編)」eラーニング修了証の写し	福山市保健所総務課HP	
オ	市税完納証明書 【原本又は写し】	<input type="checkbox"/> 直近の「市税完納証明書」 ※発行後3か月以内のもの ※法人の場合は法人名で取得してください	福山市税制課各支所市民サービス課	
カ	誓約書(様式第2号) 【原本】	<input type="checkbox"/> 「誓約書」	福山市産業振興課HP	
キ	振込口座の通帳 【写し】	<input type="checkbox"/> 「応援金を入金する振込口座の通帳の写し」 ※表紙と表紙を開いた次のページの両方(金融機関、支店、口座番号、口座名義及び名義人のカナ表記がわかるもの)	各自取得	

※必要書類がすべて添付されているか、再度確認してください。

4 繊維関連事業を証明する書類【原本又は写し】

次に掲げる資料をすべて提出してください。

【法人の場合】

- ① 履歴事項全部証明書（※発行後3か月以内）
- ② 令和2年分確定申告書類表一の写し
- ③ 受信通知（※e-Taxの場合のみ）

②

26.17

※少なくとも收受日付印が押されているもの。

※確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されている必要があります。（e-Taxの場合のみ）

③

メール詳細

送信されたデータを受け付けました。
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先	●●税務署
利用者識別番号	1234567891234567
氏名又は名称	株式会社 太郎
受付番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
受付日時	2000/00/00 XXXX:XX
年分	令和●年分
課目	所得税及び復興特別税
所得金額	XXXXXXXXXX円
第3期分の税額	納める税金 XXXXXXXX円 還付される税金 XXXXXXXX円

※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことが確認できるメール詳細がわかるものを添付してください。

※設立後、決算期や申告期限を迎えていない場合は、確定申告書の代わりに「法人設立設置届出書（写し）」をご提出ください。

【個人事業主の場合】

- ① 運転免許証又は住民票
- ② 令和2年分の確定申告書B第一表の写し
- ③ 受信通知（※e-Taxの場合のみ）

②

26.17

※少なくとも收受日付印が押されているもの。

※確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されている必要があります。（e-Taxの場合のみ）

③

受信通知

送信されたデータを受け付けました。
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先	納税地 税務署
利用者識別番号	1018311406107002
氏名又は名称	個人太郎
受付番号	00000814141744016315
受付日時	0000/00/14 14:17:44
年分	令和01年分
課目	所得税及び復興特別所得税
所得金額	4000,000円
申告納税額	納める税金 30,500円 還付される税金 -
備考	HUB9278i-デジタル納付、ATMやインターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付、QRコードによるコンビニに納付を行う場合は、併せて掲載される「納付区分番号通知」を確認し納付を行ってください。
「所得金額」欄について	所得金額は、申告書第一表の所得金額欄の合計額の金額を表示しています。

※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことが確認できるメール詳細がわかるものを添付してください。

5 売上を確認できる書類【写し】

次に掲げる資料をすべて提出してください。

【法人の場合】

① 売上台帳

【2020年（令和2年）12月～2021年（令和3年）2月のうち比較する月の売上が分かるもの】

② 法人事業概況説明書（1・2ページ目）

【2019年12月～2020年2月のうち基準とする月の売上の記載があるもの】

② 法人事業概況説明書 (FD1006)

※少なくとも收受日付印が押されているもの。

② 売上台帳

【個人事業主の場合】

① 売上台帳

【2020年（令和2年）12月～2021年（令和3年）2月のうち比較する月の売上が分かるもの】

② 所得税青色申告決算書（1・2ページ目） ※青色申告者のみ

【2019年12月～2020年2月のうち基準とする月の売上の記載があるもの】

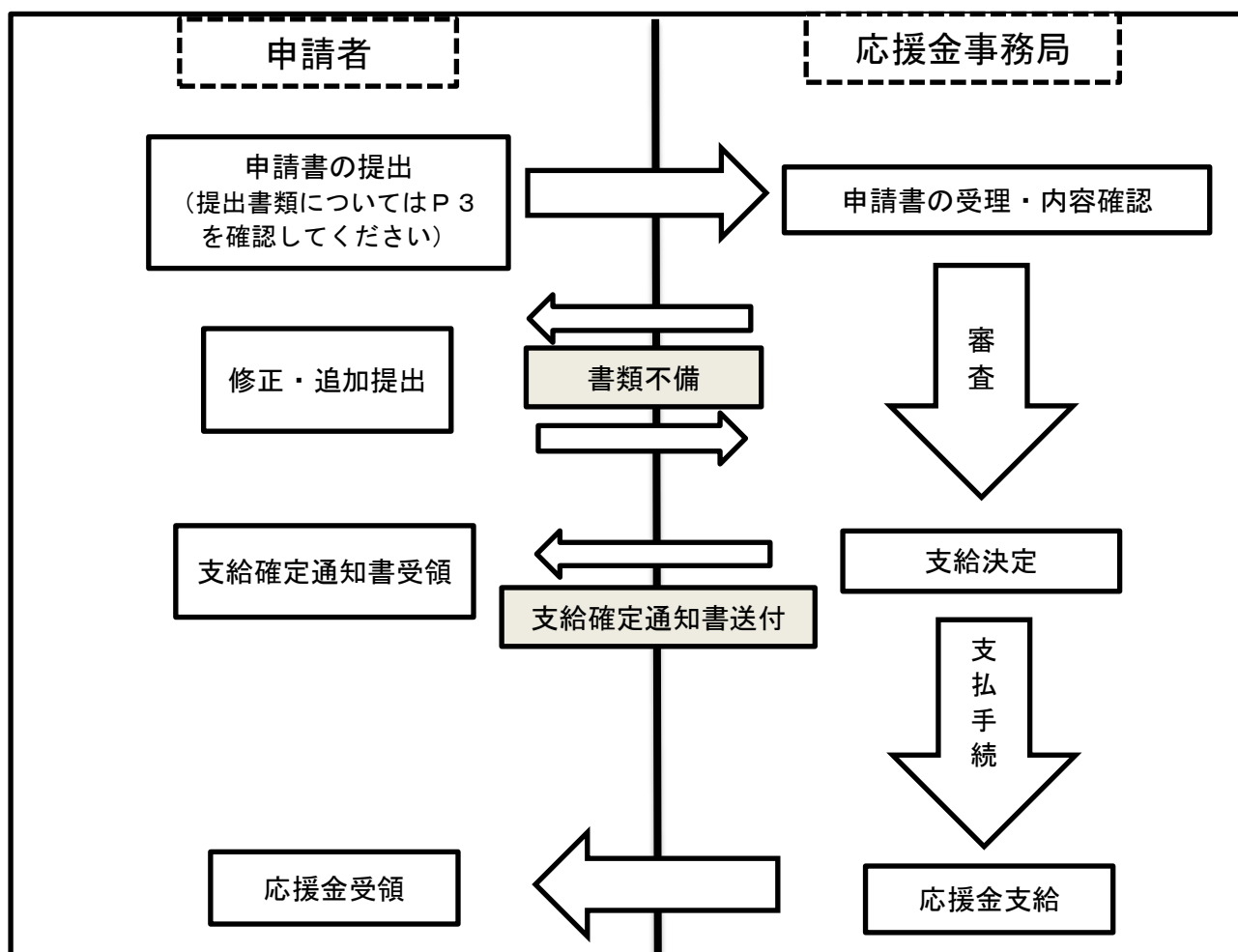
③ 売上台帳 ※青色申告者以外

【2019年（令和元年）12月～2020年（令和2年）2月のうち基準とする月の売上が分かるもの】

② 令和5年分所得税青色申告決算書（一般用）

② 売上台帳

6 支給申請及び支給決定の流れ



7 応援金の支給

- (1) 申請書類を受理した後、その内容を審査したうえ、適正と認められるときは応援金の支給を確定し事業者の方へ通知します。その後、応援金を指定の振込口座へ入金します。
- (2) 応援金の支給対象とならないと判断した場合は、不交付決定通知書を送付します。

8 その他

- (1) 支給事業者の事業継続確認のため、実地検査に入ることがあります。
- (2) 繊維関連事業と判断できない場合、店舗の内外・販売状況がわかる写真、チラシ、納品書、契約書・領収書などを追加で提出していただきます。
- (3) 応援金支給後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合等は、応援金の支給決定を取消し、指定する期日までに全額返金いただきます。
- (4) 提出された申請等に不備があった場合、事務局から申請者に連絡します。指定する期限までに申請等が再度行われなかった場合は、申請者が応援金の支給を受けることを辞退したものとみなします。
- (5) 申請書類に記載された情報を国、広島県、市町、警察本部、税務機関に提供し、必要事項について申請情報等と照合します。

